

## 我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市開発行為に関する条例（平成19年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(適用する開発行為)  第3条 この条例を適用する開発行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、自己の居住の用に供する専用住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、 <u>次章</u> 、第3章第2節、第4章第1節及び第2節並びに第5章の規定は、適用しない。  (1)から(3)まで 略  (事前協議)	(適用する開発行為)  第3条 この条例を適用する開発行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、自己の居住の用に供する専用住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、 <u>第2章</u> 、第3章第2節、第4章第1節及び第2節並びに第5章の規定は、適用しない。  (1)から(3)まで 略  (事前協議)
第6条 略  2 前項の協議（以下「事前協議」という。）の申請は、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第28号）第5条第1項の規定による標識の設置後、 <u>同条第2項</u> に規定する標識の設置期間が経過した後に行わなければならない。	第6条 略  2 前項の協議（以下「事前協議」という。）の申請は、 <u>我孫子市景観条例（平成18年条例第21号）</u> 。以下この項において「景観条例」という。） <u>第15条第2項の規定による申請書の提出後及び</u> 我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第28号）。以下この項において「紛争予防条例」という。）第5条第1項の規定による標識の設置後、 <u>景観条例</u>

第15条第1項に規定する期間及び  
紛争予防条例第5条第2項に規定  
する標識の設置期間が経過した後  
に行わなければならない。ただし、  
景観条例第15条第2項の規定によ  
る申請書の提出後、同条第3項の規  
定により市長が当該行為に係る手  
続に着手することを認めた場合に  
おいては、紛争予防条例第5条第1  
項の規定による標識の設置後、同条  
第2項に規定する標識の設置期間  
が経過したときは、事前協議の申請  
を行うことができる。

3 略

3 略

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。